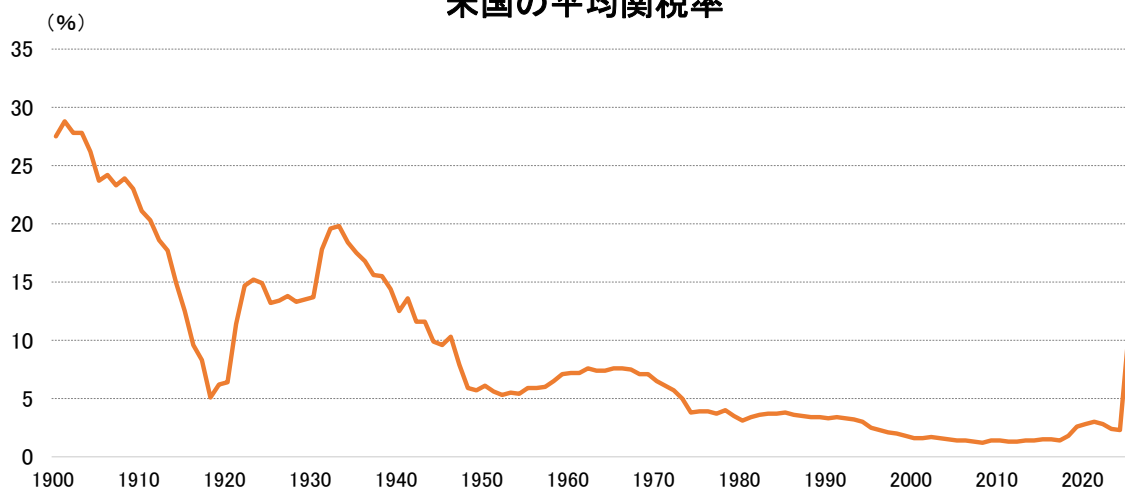


Weekly
エコノミスト・
レタートランプ政権2期目の通商政策
― 矢継早の関税政策と度重なる関税実施の延期
で通商政策の動向は非常に不透明経済研究部 主任研究員 窪谷 浩
(03)3512-1824 kubotani@nli-research.co.jp

1. トランプ大統領は就任初日に大統領覚書として「米国第1の通商政策」に署名した。同覚書では「不公平で不均衡な貿易」、「中国との経済貿易関係」、「追加の経済安全保障問題」の3分野を掲げ、当面の通商政策における優先事項を示した。
2. その後、トランプ大統領は覚書に沿う形で不法移民や違法薬物問題に関連してカナダ・メキシコからの輸入品に25%、中国からの輸入品に対して10%の関税、安全保障を理由とした鉄鋼・アルミニウム製品に対する25%関税、関税負担を相手国と対等にすることを目指す相互関税に関する大統領令に署名したほか、自動車や半導体などに25%の関税を賦課する方針を示すなど矢継早に関税政策を打ち出している。
3. 中国からの10%関税が実施された一方、カナダ・メキシコの25%関税の賦課が延期されるなど現在示されている関税政策が実際にどの程度実施されるのか非常に不透明な状況となっている。これらの関税策が実施された場合はGDPが押し下げられるほか、インフレが押し上げられるものの、現時点で景気の腰折れリスクは限定的とみられる。
4. カナダ・メキシコの25%関税は3月4日に実施される方針が示されており、トランプ政権が今後どの程度関税を賦課するのか見極める上で試金石となろう。

(図表1)

米国の平均関税率



(注) 全輸入品に対する関税収入の割合。25年は加墨(25%)、中(10%)関税を実施した場合のピーターソン国際経済研究所の試算
(資料) 米国国際貿易委員会(ITC) "U.S. imports for consumption, duties collected, and ratio of duties to value, 1891-2023"、ピーターソン国際経済研究所よりニッセイ基礎研究所作成

1. はじめに

トランプ大統領は就任初日に大統領覚書として「米国第1の通商政策」に署名し、当面の通商政策における優先事項を示した。その後、覚書に沿う形で不法移民や違法薬物問題に関連してカナダ・メキシコからの輸入品に25%、中国からの輸入品に対して10%の関税、安全保障を理由とした鉄鋼・アルミニウム製品に対する25%関税、関税負担を相手国と対等にすることを目指す相互関税に関する大統領令に署名したほか、自動車や半導体などに25%の関税を賦課する方針を示すなど矢継早に関税政策を打ち出している。

これらの関税政策方針に対して、中国からの10%関税が実施された一方、カナダ・メキシコの25%関税の賦課が延期されるなど、実際にどの程度関税が賦課されるのか非常に不透明な状況となっている。

本稿ではトランプ大統領就任からこれまでの通商政策についてまとめたほか、関税実施に伴う経済への影響についても示した。関税実施に伴いGDPが押し下げられるほか、インフレが押し上げられるとみられるものの、現時点で関税政策に伴う景気腰折れリスクは限定的とみられる。今後の関税政策の動向を占う上ではカナダ・メキシコに対する25%関税が実施される予定となっている3月4日が試金石となろう。

2. トランプ政権2期目の通商政策

(通商政策関連の大統領令)：就任初日に大統領覚書「米国第1の通商政策」に署名

トランプ大統領は1月20日の就任初日に大統領覚書「米国第1の通商政策」に署名し、今後の通商政策の当面の優先事項を示した(図表2)。

(図表2)
大統領覚書「米国第1の通商政策」の概要

項目・概要	報告部署等	報告期限
不公平で不均衡な貿易		
・米国の恒常的な貿易赤字の原因とその経済・国家安全保障への影響を調査し、是正措置（例えば、世界的な追加関税）の提案を指示。	商務長官	25年4月1日
・財務長官に、関税や貿易関連収入を徴収する「外国歳入庁（ERS）」の設立可能性を調査し、最適な設計・実施方法を提案するよう指示。	財務長官	
・他国の不公正な貿易慣行を精査し、適切な是正措置を提案するよう指示。	USTR	
・26年7月の米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）の見直しに向けた公的協議プロセスの開始と、同協定が米国の労働者や企業に与える影響の評価を指示。	USTR	
・主要貿易相手国の為替政策を評価し、為替操作の有無を判断、必要な対抗措置を提案するよう指示。	財務長官	
中国との経済貿易関係		
・20年の「第1段階合意」における中国の義務履行状況进行评估し、必要に応じて是正措置を提案するよう指示。	USTR	25年4月1日
・24年に発表された通商法301条に基づく追加関税措置の見直し報告書を評価、追加関税率の変更を検討するよう指示。	USTR	
・中国のその他の不公正な貿易慣行を調査し、適切な対応策を提案するよう指示。	USTR	
・中国国民が保有する米国内の知的財産権を調査し、相互的な知的財産保護を確保するための提案を行うよう指示。	商務長官	
・中国への恒久的正常貿易関係（PNTR）の付与に関する提案を評価し、必要な変更を提案するよう指示。	商務長官・USTR	
追加の経済安全保障問題		
・米国の産業および製造基盤を経済・安全保障の観点から全面的に見直し、通商拡大法232条に基づく調査の必要性を評価するよう指示。	商務長官	25年4月1日
・輸出管理の強化、既存の輸出規制の「抜け穴」の特定と排除方法を評価し、提案するよう指示。	商務長官	
・25年1月14日に発表されたコネクテッドカーなどの輸入・販売禁止に関する最終規則の見直しを指示。	商務長官	
・23年8月に発表された対外投資に関する大統領令および関連規則の見直しを指示。	財務長官	
・外国政府による補助金が米国連邦政府の調達プログラムに及ぼす影響を評価し、適切な貿易および国家安全保障措置の勧告を指示。	OMB長官	25年4月30日
・カナダ、メキシコ、中国からの不法移民や合成麻薬フェンタニルの流入を評価し、適切な通商・国家安全保障上の措置を提案するよう指示。	商務長官	25年4月1日

(資料) ホワイトハウスHPよりニッセイ基礎研究所作成

同覚書では「不公平で不均衡な貿易」、「中国との経済貿易関係」、「追加の経済保障問題」の3分野を掲げ、それぞれについて影響の報告と是正措置の提案を求める報告担当部署と報告期限を明確に示している。

具体的に「不公平で不均衡な貿易」分野では商務長官、財務長官、USTRに対して米国の貿易相手国との貿易不均衡を評価し、世界的な追加関税を含む是正措置を勧告することを求めているほか、輸出業者からの関税を徴収するための外国歳入庁（ERS）の設立可能性について調査・検討するよう指示した。また、すべての貿易相手国による不公正な慣行を評価し、是正措置を提案するほか、米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）の見直しに向けた協議プロセスの開始や主要貿易相手国の為替政策の評価、必要な是正措置の提案などを含む。

「中国との経済貿易関係」分野では商務長官とUSTRに対して、20年に合意した米中の「第1段階合意」の中国の義務履行状況の評価及び是正措置の提案を求めるほか、24年に発表された通商法301条に基づく追加関税措置の見直し報告書の評価、追加関税率の変更を検討するよう指示した。また、中国の不公正な貿易慣行の調査、中国との相互的な知的財産権の保護を確保するための提案、中国への恒久的正常貿易関係（PNTR）の付与に関する提案の評価などが含まれる。

「追加の経済安全保障問題」分野では、商務長官や行政管理予算局（OMB）長官に対して、米国の産業および製造基盤を経済・安全保障の観点から全面的に見直し、通商拡大法232条に基づく調査の必要性を評価するよう指示したほか、輸出管理の強化、バイデン政権で発表された対外投資に関する大統領令および関連規則の見直し、外国政府による補助金が連邦政府の調達プログラムに及ぼす影響の評価、適切な貿易および国家安全保障措置の勧告を指示した。さらに、カナダ、メキシコ、中国からの不法移民や合成麻薬フェンタニルの流入を評価し、適切な通商・国家安全保障上の措置を提案するよう指示した。

以上の報告や勧告については、外国政府による補助金の影響にはついては4月30日、それ以外については4月1日を期限に設定している。

（カナダ・メキシコ・中国関税）：不法移民、違法薬物問題に関連してカナダ・メキシコに 25%、中国に 10%関税を賦課する方針。中国に対する関税は 2 月 4 日から実施済み

トランプ大統領は前述の大統領覚書「米国第1の通商政策」で言及された不法移民や違法薬物が米国に流入している問題に関連して、覚書で設定された4月1日を待たず、2月1日に3件の行政命令に署名して2月4日からカナダ・メキシコからの輸入品に対して25%（ただし、カナダからのエネルギー製品に対しては10%）、中国からの輸入品に対して10%の関税を賦課する方針を示した（図表3）。

行政命令ではカナダとメキシコに対してほぼ同様の文面で、カナダ、メキシコに2月4日から関税を賦課すること、これらの関税措置が国際緊急経済権限法（IEEPA）および国家緊急事態法（NEA）などに基づくこと、カナダおよびメキシコ政府が関税に対して報復措置を実施する場合に関税を引上げること、十分な措置を講ずるまで関税を継続することなどが明記された。また、中国に対する追加関税では800ドルまでの小額輸入に対する関税の減免措置（デミニミス待遇）が不適用となることが示された。これらの関税措置の根拠法となっているIEEPAは米国に対する異例かつ重大な脅威に対して、大統領が非常事態宣言をした後、国際商取引を規制する権限を大統領に付与することを規定している。また、NEAは国家緊急事態の宣言に関する手続きを規定している。

(図表 3)

カナダ、メキシコ、中国の関税に関連する大統領令

日付	大統領令種類	名称	概要
25年2月1日	行政命令	北部国境を越えて流入する違法薬物に対処するための関税措置	・カナダからの輸入品に対して25%（エネルギー製品は10%）の関税を2月4日に発効。
			・国際緊急経済権限法（IEEPA）、国家非常事態法（NEA）などが根拠。
			・カナダ政府がこの措置に報復する場合に関税の範囲を増額または拡大。
	行政命令	南部国境の状況に対処するための関税措置	・カナダ政府が十分な措置を講ずるまで関税を継続。
			・メキシコからの輸入品に対して25%の関税を2月4日に発効。
			・国際緊急経済権限法（IEEPA）、国家非常事態法（NEA）などが根拠。
25年2月3日	行政命令	中国の合成オピオイドのサプライチェーンに対処するための関税措置	・メキシコ政府がこの措置に報復する場合に関税の範囲を増額または拡大。
			・メキシコ政府が十分な措置を講ずるまで関税を継続。
			・中国からの輸入品に10%の関税を2月4日に発効。
	行政命令	北部国境情勢の進展	・国際緊急経済権限法（IEEPA）、国家非常事態法（NEA）などが根拠。
			・新関税の対象となる製品については関税の還付やデミニミス待遇も利用できない。
			・中国がこの措置に報復する場合に関税の範囲を増額または拡大。
25年2月5日	行政命令	中国の合成オピオイドのサプライチェーンに対処するための関税措置の修正	・中国が十分な措置を講ずるまで関税を継続。
			・カナダとの国境における不法移民と違法薬物の流入問題に対処するための進展を評価。
			・ただし、これらの措置が十分であるかを評価するには時間が必要と判断。
	行政命令	南部国境情勢の進展	・カナダからの輸入品に対する関税措置を25年3月4日まで延期。
			・メキシコとの国境における不法移民と違法薬物の流入問題に対処するための進展を評価。
			・ただし、これらの措置が十分であるかを評価するには時間が必要と判断。
25年2月5日	行政命令	中国の合成オピオイドのサプライチェーンに対処するための関税措置の修正	・メキシコからの輸入品に対する関税措置を25年3月4日まで延期。
			・商務長官が関税の徴収方法を決定するまで、中国からの輸入品に対するデミニミス関税の停止を延期。

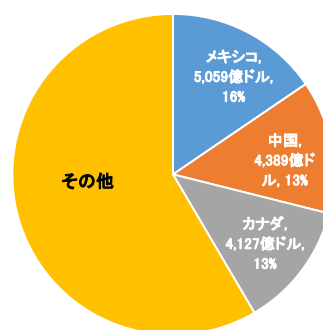
(資料) ホワイトハウスHPよりニッセイ基礎研究所作成

もっとも、トランプ大統領は当初の関税開始日の前日である3日にカナダとメキシコ政府の不法移民と違法薬物の流入問題への対処を評価するとし、関税開始を3月4日まで延期する内容を盛り込んだ行政命令に署名したため、両国に対する関税は一旦先送りされた。中国に対する10%の関税措置は当初予定通り2月4日に発効した。ただし、前述のデミニミス優遇については通関処理の混乱などを受けて、2月5日の行政命令で商務長官が関税の徴収方法を決定するまで関税を付与することを延期することが決定された。

なお、カナダとメキシコからの輸入品に対する関税については関税賦課の直前に延期されたこともあって、不法移民や違法薬物問題で対応を迫

(図表 4)

米財輸入金額シェア(24年)



(注) センサスペース
(資料) BEAよりニッセイ基礎研究所作成

るためのブラフとの見方もでてい。ただし、2月25日にトランプ大統領が両国に対する関税を予定通り実施するとの意向を示したほか、後述するようにトランプ大統領はさらなる関税期限の延長も示唆しており、情報が錯綜している。

一方、米国の財輸入金額（24年）に占める国別のシェアはメキシコが16%で最多となっているほか、中国とカナダが13%と2位、3位となっており、仮に3カ国に対して関税が賦課される場合には財輸入全体の42%が関税対象となるなど影響が大きい（図表4）。

また、米国の平均関税率は24年が2.3%程度とみられているが、カナダ、メキシコに25%、中国に10%の関税が賦課される場合には平均関税率は10.5%に増加することが見込まれている¹（前掲図表1）。これは1943年以来の高水準となり、戦後に自由貿易を推進し関税率を引き下げてきた従前の通商政策方針からの大転換となる。

¹ ピーターソン国際経済研究所が試算。 <https://www.piie.com/blogs/realtime-economics/2025/historic-significance-trumps-tariff-actions>

(鉄鋼・アルミニウム関税)：通商拡大法 232 条に基づく鉄鋼・アルミ製品への関税策を強化

トランプ大統領は1期目の18年3月に鉄鋼・アルミ製品の輸入が米国の国家安全保障を脅かすとし、通商拡大法232条に基づき、鉄鋼製品に25%、アルミ製品に10%の関税を賦課した。同法は米国の国家安全保障を損なう恐れがある場合に関税等の是正措置を発動する権限を大統領に付与することを定めている。

その後、バイデン政権はEU、英国、日本など一部の国・地域からの鉄鋼・アルミ製品輸入に対する関税の適用を除外していた。しかしながら、鉄鋼製品に対する2月10日、アルミ製品に対する2月11日に署名された行政命令では、これらの適用除外を廃止するほか、これまで米国内で十分に生産できない製品や安全保障上の考慮を要する製品などを申請することで適用が除外された措置を廃止することが示された。さらに、申請不要で製品別に適用除外となる一括承認除外（GAEs）も終了する（図表5）。また、アルミ製品に対する関税率をこれまでの10%から25%に引き上げたほか、鉄鋼・アルミ製品ともに従前から関税の適用対象を拡大する変更を行った。ただし、鉄鋼・アルミ製品に対する関税ともに、米国で溶解・精錬・鋳造された鉄鋼・アルミを利用して他国で製造された製品は除外される。これらの措置は3月12日に発効するとしている。

(図表 5)

鉄鋼・アルミニウム関税に関連する大統領令

日付	大統領令種類	名称	概要
25年2月10日	行政命令	米国への鉄鋼輸入の調整	・通商拡大法232条に基づき18年に課した鉄鋼製品に対する25%関税に関して、3月12日に全ての国の免除を終了し、特定の製品除外プロセスを段階的に廃止、既存のすべての一括承認除外（GAEs）を終了。
			・関税の適用対象を多くの鉄鋼製品に拡大。
			・米国で溶解・精錬・鋳造された鉄鋼を利用して他国で製造された製品は除外。
25年2月11日	行政命令	米国のアルミニウム輸入の調整	・通商拡大法232条に基づき18年に課したアルミニウム製品に対する10%関税に関して、3月12日に全ての国の免除を終了し、特定の製品除外プロセスを段階的に廃止、既存のすべての一括承認除外（GAEs）を終了。
			・関税率を3月12日に10%から25%に拡大。
			・関税の適用対象を多くのアルミニウム製品に拡大。
			・米国で溶解・精錬・鋳造されたアルミを利用して他国で製造された製品は除外。

(資料) ホワイトハウスHPよりニッセイ基礎研究所作成

一方、米国の鉄鋼・アルミ製品の主要国別輸入金額のシェアをみると、鉄鋼製品、アルミ製品ともにカナダからの輸入が最も高くなっている（図表6）。とくに、アルミ製品ではシェアが55%と突出しており、これまでUSMCAで関税が免除されていたカナダ製品に対する25%関税は影響が大きい。また、メキシコ、中国も上位に入っており、鉄鋼・アルミ製品の関税と不法移民、違法薬物問題に関連した追加関税と併せて影響が大きいだろう。

(図表 6)

米国の鉄鋼・アルミ製品の主要国別輸入額およびシェア

鉄鋼製品				アルミニウム製品			
順位	国名	金額 (億ドル)	シェア (%)	順位	国名	金額 (億ドル)	シェア (%)
1	カナダ	112	18.9	1	カナダ	95	55.1
2	メキシコ	65	10.9	2	UAE	11	6.6
3	ブラジル	52	8.7	3	メキシコ	7	4.0
4	中国	52	8.7	4	韓国	6	3.7
5	台湾	38	6.5	5	中国	5	2.9
6	韓国	32	5.4	6	バーレーン	5	2.8
7	ドイツ	29	4.9	7	アルゼンチン	5	2.7
8	日本	24	4.1	8	南アフリカ	4	2.2
9	インド	19	3.1	9	オーストラリア	3	1.6
10	ベトナム	17	2.8	10	インド	3	1.6
-	その他	153	25.8	-	その他	29	16.8
-	世界全体	592	100.0	-	世界全体	173	100.0

(注) 鉄鋼製品はIron and steel mill products、Iron and steel products、n.e.c.、Iron and steel, advanced、Steelmaking materialsの合計。アルミ製品はBauxite and aluminium

(資料) センサス局よりニッセイ基礎研究所作成

(相互関税)：国・地域毎に関税率が設定される見通しも詳細は不明。

トランプ大統領は2月13日、貿易赤字がもたらす経済・国家安全保障上の脅威を理由に、「互恵貿易と関税」と題した覚書に署名した（図表7）。

(図表 7)

相互関税に関連する大統領令

日付	大統領令種類	名称	概要
25年2月13日	覚書	相互貿易と関税	・USTRと商務省に対して、外国の貿易相手国による「有害な」非相互的な貿易協定の調査を開始し、提案された救済策を記載した報告書の作成を指示。
			・国際貿易の不均衡に対処するための「公正かつ相互的な計画」を作成。
			・米国は税率が高い国からの輸入品に対して相互関税を賦課。
			・非相互的な貿易には、関税および補助金や貿易技術的障壁などの非関税障壁、付加価値税及びその他税金、歪んだ為替レートや賃金抑制、海外市場における米国の競争力を阻害する重商主義政策などが含まれる。

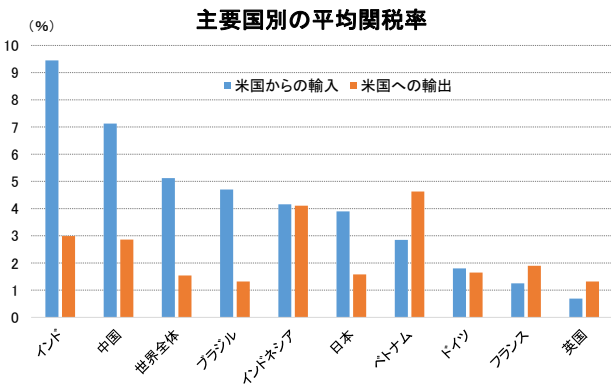
(資料) ホワイトハウスHPよりニッセイ基礎研究所作成

同覚書は前述の「米国第1の通商政策」で言及されている、貿易赤字に対処するための「公的かつ相互的な計画」を導入し、税率が高い国からの輸入品に対して関税負担を対等となるように相互関税を賦課することを目指している。ただし、同覚書では非相互的な貿易として、関税のみでなく、補助金などの非関税障壁、付加価値税、歪んだ為替レート、米国の競争力を阻害する重商主義政策などが含まれるとしていることには注意が必要だ。実際に同日発表されたファクトシートでは、不公平な貿易慣行としてブラジルの米国産エタノールに対する輸入関税、インドの米国製オートバイに対する100%関税、米国の貝類輸出に対するEUの規制、輸入車に対するEUの関税、カナダやフランスなどの国が課すデジタルサービス税が例示されている。

同覚書では調査期間や関税賦課のスケジュールは示されていないものの、「米国第1の通商政策」では4月1日までに報告することが指示されているため、報告期限として4月1日が意識されよう。商務省とUSTRは調査結果を踏まえて、相互関税として国・地域毎に関税率が設定されるとみられているものの、詳細は示されていない。

一方、米国への輸出品および米国からの輸入品に対する主要国別の平均関税率をみるとインドと中国、ブラジルの米輸入品に対する関税率が高くなっているほか、米国への輸出品に対する関税率を大幅に上回っていることが分かる（図表8）。一方、インドネシアは米輸入品に対する関税率は高いものの、米国への輸出品に対する関税率も高くなっており、両者のギャップは限定的となっている。また、日本はインドネシアと米国からの輸入品に対する関税率は同程度となっているものの、米国への輸出品に対する関税率は大幅に下回っている。ドイツは両者ともに低く、ベトナム、フランス、英国では米国への輸出品に対する関税率の方が高い。前述のように非相互的な貿易には関税以外の要素が含まれるため、最終的な関税率の決まり方は不透明だが、図表8で示される関税率で米国の輸入品に対する関税率とのギャップが大きい国には高関税率が適用される可能性が高いと言えよう。

(図表 8)



(注) 平均関税率は商品別の関税率を商品の輸入品に占める割合で加重平均したもの
(資料) 世銀のWITSよりニッセイ基礎研究所作成

(自動車関税等)：関連する大統領令の発表はないものの、トランプ大統領は4月2日発表を示唆

トランプ大統領は2月18日に自動車、半導体、医薬品の輸入品に約25%の関税を課す可能性が高いと述べた。早ければ4月2日に発表される予定であることも示した。また、同大統領は26日にもEUからの輸入品に自動車も含めて一律25%関税を課す方針を示した。

もっとも、本稿執筆時点（2月27日）でこれらの関税に関連した大統領令は発表されていない。このため、関税の詳細や実際に関税が課される可能性は不透明である。EUに関しては相互関税と自動車関税を混同するようなトランプ大統領の発言もあり、相互関税の一部として自動車等に関税が賦課されるのか、相互関税とは別に独立して特定の製品に関税が賦課されるのか現時点では不明である。

一方、米国の輸入自動車販売額の国別シェアをみると、メキシコが32.2%と最も高くなっているほか、次いで日本が16.3%、韓国が15.0%、カナダが12.8%となっている（図表9）。また、日本の米国向け輸出のうち、自動車と自動車部品の合計は23年が6兆9,200億円と輸出全体の34%を占めており、課税された場合の影響が大きい。ちなみに半導体製造装置のシェアは2.4%、医薬品のシェアは2.1%と自動車関連に比べて低くなっている。

(図表 9)

米国の輸入自動車販売額およびシェア(24年)

順位	国名	金額(億ドル)	シェア(%)
1	メキシコ	785	32.2
2	日本	397	16.3
3	韓国	366	15.0
4	カナダ	312	12.8
5	ドイツ	248	10.2
6	英国	82	3.4
7	スロバキア	62	2.6
8	スウェーデン	39	1.6
9	イタリア	33	1.4
10	中国	26	1.0
-	その他	85	3.5
-	世界合計	2,435	100.0

(注) 輸入自動車はNew Passenger Vehicles and Light Trucksの合計

(資料) 米国国際貿易局 (ITA) よりニッセイ基礎研究所作成

3. 米国経済への影響および当面の注目スケジュール

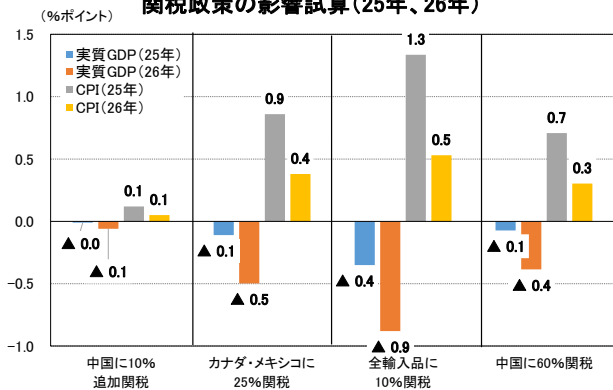
(米GDPおよびインフレへの影響)：関税が賦課された場合でも景気腰折れは回避できる見込み

これまでみたようにトランプ政権2期目でどのような関税がどの程度賦課されるのか依然不透明感が強い。仮に関税が賦課された場合にはGDPが押し下げられるほか、インフレが押し上げられることが想定される。本稿執筆時点ではトランプ政権2期目で提示された関税策のうち、実際に賦課されているのは中国からの輸入品に対する10%関税に限定されている。

ピーターソン国際経済研究所は中国からの輸入品に対する10%関税に伴い、中国からも制裁関税を課した場合に米国の実質GDPが25年に▲0.01%ポイント、26年に▲0.06%ポイント引き下げられる一方、消費者物価（前年比）は25年が+0.12%ポイント、26年に+0.05%ポイント引上げられるとしている（図表10）。また、カナダ・メキシコに対する25%関税、全世界からの輸入品に対する10%関税、中国に対する60%関税についても、相手国から制裁関税を受けるケースについての試算を示した。

(図表 10)

関税政策の影響試算(25年、26年)



(注) それぞれの政策を2025年初から実施した場合のベースケースからの乖離幅
(資料) ピーターソン国際経済研究所よりニッセイ基礎研究所作成

これらのケースのうち、GDPに最も影響があるのが全輸入品に対する10%関税による26年の実質GDP押し下げ幅の▲0.88%ポイントだが、現時点で26年の実質GDP成長率のコンセンサ

ス予想は2%程度となっていることから、関税政策が実施されても景気の腰折れとなる可能性は現時点では限定的とみられる。もっとも、トランプ大統領は2月25日に通商拡大法232条に基づき、銅の輸入が米国の安全保障に与える影響について商務長官に調査を指示する大統領令に署名するなど、就任以来政策公約に掲げていない関税策などについてもしばしば言及している。このため、通商政策の予見可能性が大幅に低下しており、消費者や企業マインドの悪化を通じて個人消費や設備投資が想定以上に減少するリスクについて留意しておく必要があろう。

(当面の注目スケジュール)：3月4日のカナダ・メキシコ関税が試金石

当面のスケジュールとしては3月4日に予定されているカナダ、メキシコに対する不法移民、違法薬物問題に関連した25%関税が実際に賦課するの注目される。本稿執筆時点ではトランプ大統領が4月2日まで期限を延長する可

(図表 11)
当面の注目スケジュール

時期	イベント
3月4日	カナダ、メキシコに対する25%関税
3月12日	鉄鋼・アルミニウム製品に対する25%関税
4月1日	米国第1の通商政策で指示された報告書や勧告
4月2日	医薬品、自動車、半導体に対する25%関税
4月30日	外国政府の補助金が調達プログラムに及ぼす影響評価と勧告

(資料)各種報道よりニッセイ基礎研究所作成

可能性を示唆した一方、ホワイトハウスの高官が予定通り実施することを確認した。また、27日に同大統領はカナダ、メキシコに対する25%関税を予定通り実施するとしたほか、中国に対する10%関税の新たな追加を示唆するなど情報が錯綜している。カナダ・メキシコ関税については引き続き通商交渉手段としてのブラフとの見方もあり、米国の実体経済に悪影響を及ぼす関税政策について、どの程度本気で賦課するのか判断する上で試金石となろう。

それ以外の予定では3月12日に鉄鋼・アルミニウム製品に対する関税強化、4月1日には「米国第1の通商政策」で示された多くの報告書、是正措置提言の期限、4月2日には自動車や半導体などに対する関税の期限とされており、注目される。

本資料記載のデータは各種の情報源から入手・加工したものであり、その正確性と完全性を保証するものではありません。また、本資料は情報提供が目的であり、記載の意見や予測は、いかなる契約の締結や解約を勧誘するものではありません。